

愛知きわみ看護短期大学履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、愛知きわみ看護短期大学（以下「本学」という。）学則に定めるもののほか、授業科目（以下「科目」という。）の履修、試験及び進級の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(必修・選択科目)

第2条 愛知きわみ看護短期大学学生（以下「学生」という。）は、学則別表第1に定める必修科目のほか、別表第2に定める選択科目は必ず単位数以上を履修しなければならない。

(履修届)

第3条 学生は各年度に履修する選択科目について、所定の期日までに履修届（別記第1号様式）を学長に提出し、承認を受けなければならない。

2 学生は、前項の届けをしたのちにおいては、任意に履修科目を変更し、又は、届け出た科目の履修を放棄することはできない。

3 単位を修得した科目は、再び履修することはできない。

(単位の認定)

第4条 各科目の単位の認定は試験等にて評価を行い、合格者に所定の単位を与えるものとする。

(試験の方法)

第5条 試験は、科目別にその科目の担当教員がこれを行う。ただし、担当教員に事故のある場合は、他の教員が代わってこれを行うことができる。

(受験資格)

第6条 定期試験は、原則として各試験科目の授業時間数の3分の2（看護学実習については5分の4）以上出席しなければ、受験することができない。

2 病気その他やむを得ない事由により前項に定める時間数に満たない者は、当該科目の担当教員が成業の見込みがあると認め、かつ、教授会の承認を得た場合に限り受験することができる。

(定期試験)

第7条 定期試験は、各科目の所定の授業終了後行うものとする。

(追試験)

第8条 追試験は、原則として病気その他やむを得ない事由により定期試験を欠席したものに対して行うものとする。

2 前項に規定する追試験を受けようとする者は、追試験願（別記第2号様式）に医師の診断書その他理由を証する書類を添え、定期試験終了後所定の期日までに学長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 追試験の成績の評価は、B・C・Dの3段階とする。

(再試験)

第9条 定期試験又は追試験において不合格となった者に対しては、当該担当教員の判定

に基づき、1回に限り再試験を行う場合がある。

2 前項に規定する再試験を受けようとする者は、再試験願（別記第2号様式）に再試験料を添えて所定の期日までに学長に提出しなければならない。

3 再試験の成績の評価は、C・Dの2段階とする。

（成績の評価）

第10条 試験等の成績の評価は、百点を満点とし、その科目の担当教員が次の基準により行う。

試験等成績	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
定期試験評価	A	B	C	D
追試験評価	B	B	C	D
再試験評価	C	C	C	D
判定	合格	合格	合格	不合格

2 2人以上の教員により授業が分担される科目については、当該教員の合議により、成績の評価を行う。

（筆記試験時の入退室）

第11条 筆記試験等の入退室については、次の各号に定めるところによる。

- 一 試験開始時刻より30分以上遅れた者は、試験室に入室することができない
- 二 試験開始後30分を経過するまでは、試験室から退室することができない

（試験における不正行為）

第12条 試験において不正行為があったときは、その試験期間中（前期あるいは後期）に受験した科目を無効とする。但し、前期における行為の場合、前期の試験を無効とし、後期試験への影響は無いものとする。無効となった科目については、次年度、原則試験のみの履修とする。

2 不正行為とみなされた学生は、審議結果が出るまで受験することはできるが、受験結果は保留とする

3 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

（進級の制限）

第13条 学長は、教授会の議を経て、各学年において履修する必修科目及び選択科目の単位を修得できなかった者を、次学年へ進級させないものとする。

（再履修）

第14条 前条の規定により進級できなかった者は、習得を要する科目及び教授会の議を経て学長の定める範囲内の科目を履修するものとする。

（退学）

第15条 学長は、教授会の議を経て、同一学年に2年以上在学しなお進級できなかったものを、学則第19条の規定により退学させることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月5日から施行する。